



平成 18 年 8 月 22 日

各 位

静岡県静岡市駿河区中田本町 6 番 33 号  
協立電機株式会社  
代表取締役社長 西 雅寛  
( JASDAQ ・ コード 6874 )  
問合せ先  
役職・氏名 常務取締役 山口信幸  
電話 054-288-8899

### 定款一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 18 年 9 月 28 日開催予定の第 48 回定時株主総会において下記のとおり第 2 号議案として付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 9 月 28 日
2. 第 2 号議案 定款一部変更の件
  1. 変更の理由 別紙のとおり
  2. 変更の内容 別紙のとおり

以上

## **第2号議案 定款一部変更の件**

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（同第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、現行定款の一部を次の理由により、以下のとおり変更するものであります。

- ①単元未満株式の権利の範囲を明確にするため、変更案第10条（単元未満株主の権利）を新設するものであります。
  - ②インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とし、株主総会の招集に際し株主の皆様の利便性を高めるため、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
  - ③「会社法」第370条の定める取締役会の書面決議を可能とし、取締役会をより機動的かつ効率的に運営するため、変更案第27条（取締役会の決議等）を制定するものであります。
  - ④第6章に「会計監査人」の章を新設し、変更案第35条（会計監査人の選任）、変更案第36条（会計監査人の任期）、変更案第37条（会計監査人の報酬等）を新設するものであります。
- (2) 「会社法」施行に伴い、新たに定款に定めを置くことが必要とされる事項について、変更案第4条（機関）、変更案第9条（株券の発行）及び変更案第15条（定時株主総会の基準日）を新設するものであります。
- (3) 上記の変更等に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び条項等の調整を行うなど規程の整備を図るものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>第1章 総則<br/>(商号)<br/>第1条 当会社は協立電機株式会社と称し、英文ではKYORITSU ELECTRIC CORPORATIONと表示する。</p> <p>(目的)<br/>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 計測と制御に関する機器、情報処理装置並びにこれらに関するシステムの製造並びに販売</p> <p>(2) 船舶、車両、航空機、宇宙機器等の運搬機器に装備する各種機器並びに自動制御システムの製造並びに販売</p> <p>(3) 映像、音響関連機器並びにそのシステムの製造並びに販売</p> <p>(4) 前各号記載製品の設計、工事施行、保守、修理、リース、レンタル及びそれ等のコンサルタント業務</p> <p>(5) 土木・建設工事に関する設計及び施工</p> <p>(6) 空調設備工事、給排水設備工事、衛生設備工事、消火栓設備工事、厨房設備工事、換気設備工事の設計・施工・監督・メンテナンス並びに請負</p> <p>(7) 損害保険代理店業務</p> <p>(8) 不動産の管理及び運営</p> <p>(9) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> | <p>第1章 総則<br/>(商号)<br/>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)<br/>第2条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| (本店の所在地)<br>第3条 当会社は本店を静岡県静岡市に置く。<br><br>(新設)   | (本店の所在地)<br>第3条 (現行どおり)<br><br>(機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人   |
| (公告の方法)<br>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。   | (公告方法)<br>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。  |
| 第2章 株式<br>(発行する株式の総数)<br>第5条 当会社の発行する株式の総数は、10,000,000株とする。   | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。   |
| (自己株式の取得)<br>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。<br><br>(1単元の株式の数)<br>第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。<br><br>(新設) | (自己株式の取得)<br>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて自己株式を取得することができる。<br><br>(単元株式数)<br>第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。<br><br>② 当会社は、前項の規程にかかわらず、単元未満株式にかかる株券を発行しないことができる。 |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| (新 設)  | <u>(株券の発行)</u><br><u>第9条 当会社は株式にかかる株券を発行する。</u>  |
| (新 設)  | <u>(単元未満株主の権利)</u><br><u>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）はその有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u><br><u>（1）会社法189条第2項各号に掲げる権利</u><br><u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u><br><u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><br><u>（4）次条に定める請求を受ける権利</u> |
| (単元未満株式の買増請求)<br><u>第8条 当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当会社に対して請求（以下買増請求という。）することができます。但し、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しない時はこの限りではない。</u><br><u>② 買増請求をすることができる時期、請求の方法については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u> | <u>(単元未満株式の買増請求)</u><br><u>第11条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u><br><br><u>(削除)</u>   |
| (名義書換代理人)<br><u>第9条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u>  | <u>(株主名簿管理人)</u><br><u>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u>   |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p><u>第10条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券の交付、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>（基準日）</u></p> <p><u>第11条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使できる株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、定款に別段の定めのある場合を除き、必要がある時は、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> | <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p><u>第13条 当会社の株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> |
|  | （削　　除）  |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>第3章 株主総会<br/>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合隨時、これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 社長に事故ある時は、取締役会において<u>予め</u>定めた手順に従い、他の取締役がこれに当る。</p> | <p>第3章 株主総会<br/>(招集)</p> <p><u>第14条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第15条</u> 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項のほか、必要がある時は、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故ある時は、取締役会において<u>あらかじめ</u>定めた手順に従い、他の取締役がこれに当る。</p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| (新 設)   | <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br><u>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |
| (議決権の代理行使)<br><u>第14条 株主が代理人をもって議決権を行</u><br><u>使しようとする場合は、その代理人</u><br><u>は必ず当会社の株主であることを要</u><br><u>する。この場合には、株主または代</u><br><u>理人は株主総会毎に代理権を証する</u><br><u>書面を会社に差し出すことを要する。</u> | <u>(議決権の代理行使)</u><br><u>第18条 株主は、当会社の議決権を有する</u><br><u>他の株主1名を代理人として、その</u><br><u>議決権を行使することができる。</u>  |
| (新 設)   | <u>② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>  |
| (決議)<br><u>第15条 株主総会の決議は法令又は定款に</u><br><u>別段の定めがある場合を除き、出席</u><br><u>した株主の議決権の過半数をもって</u><br><u>これを行う。</u>  | <u>(決議)</u><br><u>第19条 株主総会の決議は法令または本定</u><br><u>款に別段の定めがある場合を除き、</u><br><u>出席した議決権を行使することができる</u><br><u>株主の議決権の過半数をもって</u><br><u>行う。</u>                                      |
| <u>② 商法第343条の規定によるべき決議</u><br><u>は、総株主の議決権の3分の1以上</u><br><u>を有する株主が出席し、その議決権</u><br><u>の3分の2以上をもってこれを決す</u><br><u>る。</u>  | <u>② 会社法第309条第2項に定める決議</u><br><u>は、本定款に別段の定めがある場合</u><br><u>を除き議決権を行使することができる</u><br><u>株主の議決権の3分の1以上を有</u><br><u>する株主が出席し、その議決権の3</u><br><u>分の2以上をもって行う。</u>                  |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に、その副本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条 当会社の取締役は10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p><u>第20条 (現行どおり)</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第21条 取締役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p>② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役の選任)</p> <p><u>第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第21条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を選任する。</u></p> <p>② 取締役会の決議をもって取締役会長1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>③ 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第22条 取締役会を招集するには会日から5日前に各取締役及び各監査役に対しその通知を発しなければならない。但し、緊急に招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p><u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故ある時は、取締役会において予め定めた手順に従い他の取締役がこれに当る。</u></p> | <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第24条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長1名並びに専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第25条 取締役会を招集するには会日から5日前までに各取締役及び各監査役に対しその通知を発しなければならない。但し、緊急に招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意がある時は、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故ある時は、取締役会においてあらかじめ定めた手順に従い他の取締役がこれに当る。</u></p> |

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| (取締役会の決議)<br><br>第24条 取締役会の決議は取締役の過半数<br>が出席して、その取締役の過半数を<br>もって決定する。<br><br>(新 設)   | (取締役会の決議等)<br><br>第27条 取締役会の決議は、決議に加わる<br>ことができる取締役の過半数が出席<br>し、出席した取締役の過半数をもつ<br>て行う。<br><br>② 前項の規程にかかわらず、会社法<br>第370条の要件を充たした時は、取締<br>役会の決議があつたものとみなす。 |
| (取締役会の議事録)<br><br>第25条 取締役会の議事録には、議事の経<br>過の要領及びその結果を記載または<br>記録し、議長並びに出席した取締役<br>及び監査役がこれに記名捺印または<br>電子署名を行う。<br><br>② 取締役会の議事録は、決議の日か<br>ら10年間本店に備え置く。 | (削 除)   |
| (取締役の報酬並びに退職慰労金)<br><br>第26条 取締役の報酬、並びに退職慰労金<br>は株主総会の決議をもって定める。   | (取締役の報酬等)<br><br>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務<br>遂行の対価として当会社から受ける<br>財産上の利益（以下、「報酬等」と<br>いう。）は、株主総会の決議によつ<br>て定める。  |
| 第5章 監査役及び監査役会<br>(監査役の員数)<br>第27条 当会社の監査役は4名以内とす<br>る。   | 第5章 監査役及び監査役会<br>(監査役の員数)<br>第29条 (現行どおり)   |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第28条 当会社の監査役の選任は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新 設)</p>                            | <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会で選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                  |
| <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>             |
| <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第30条 監査役はその互選により、常勤監査役を1名以上おかなければならぬ。</u></p>  | <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>  |
| <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第31条 監査役会を招集する時は、会日から5日前にその通知を発しなければならない。但し、緊急の招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>                       | <p>(監査役会の招集手続)</p> <p><u>第33条 監査役会を招集する時は、会日から5日前までにその通知を発しなければならない。但し、緊急の招集の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意がある時は、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <u>(監査役会の決議)</u><br><br>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>   | (削 除)  |
| <u>(監査役会の議事録)</u><br><br>第33条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u><br><br>② <u>監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u> | (削 除)  |
| <u>(監査役の報酬並びに退職慰労金)</u><br><br>第34条 <u>監査役の報酬、並びに退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u>  | (監査役の報酬等)<br><br>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>  |
| (新 設)   | <u>第6章 会計監査人</u>   |
| (新 設)   | <u>(会計監査人の選任)</u><br><br>第35条 <u>会計監査人は株主総会で選任する。</u>  |
| (新 設)   | <u>(会計監査人の任期)</u><br><br>第36条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><br>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定期株主総会において再任されたものとする。</u> |
| (新 設)   | <u>(会計監査人の報酬等)</u><br><br>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>  |

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>第6章 計算</u></p> <p>(<u>営業年度及び決算期日</u>)</p> <p><u>第35条</u> 当会社の<u>営業年度</u>は毎年7月1日より翌年6月30日までの1年<u>1回</u>とし、各<u>営業年度</u>の末日を<u>決算期日</u>とする。</p> <p>(<u>利益配当金</u>)</p> <p><u>第36条</u> 当会社の<u>利益配当金</u>は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは、登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第37条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して<u>商法293条ノ5</u>に定める<u>金銭の分配</u>（以下中間配当金という）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 利益配当金及び中間配当金額が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p> <p>(<u>事業年度</u>)</p> <p><u>第38条</u> 当会社の<u>事業年度</u>は毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第39条</u> 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剩余金の配当</u>（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第40条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項</u>に定める<u>剩余金の配当</u>（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p> |